

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	1. 評価対象事務の概要 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を市民の健康に関する事務において取り扱う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務を行う。 ・健(検)康診査の実施・結果の通知、受診を勧奨すること、健康手帳の交付等の事務を行う。 ・がん検診受診者で要精検者への指導及び管理に伴う事務を行う。 ・疾病予防その他健康に関する訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務を行う。 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①検診結果の管理、②検診結果の照会、④検診の予約 ⑤訪問指導の履歴と管理 ⑥健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報
③システムの名称	地域健康支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表102の2の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 保健福祉部 健康増進課 〒571-0064 大阪府門真市御堂町14番1号 門真市保健福祉センター4階 電話06-6904-6400
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 特定個人情報の記載がある申請書等の保管、個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄において個人情報の取り扱いに関して手作業が発生するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うこととしている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員全員が特定個人情報に係る研修を受講している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	7 請求先	門真市 総務部 法務監察課	門真市 総務部 総務課	事後	
平成31年4月1日	I . 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の第76の項 平成26年総務省令第5号第54条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の76の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ② 評価実施機関における担当部署	所属長 高田育子	所属長の役職名 健康増進課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	IV リスク対策		新設	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	I . 1. ③システムの名称	健康管理システム	地域健康支援システム	事後	
平成31年4月1日	II . いつ時点の計数か	2015/1/27	2019/4/1	事後	
令和4年3月10日	I . 1. ②事務の概要	1. 評価対象事務の概要 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報をも市民の健康に関する事務において取り扱う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務を行う。 ・健(検)康診査の実施・結果の通知、受診を勧奨すること、健康手帳の交付等の事務を行う。 ・がん検診受診者で要精検者への指導及び管理に伴う事務を行う。 ・疾病予防その他健康に関する訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務を行う。 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①検診結果の管理、②検診結果の照会、④検診の予約 ⑤訪問指導の履歴と管理	1. 評価対象事務の概要 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報をも市民の健康に関する事務において取り扱う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務を行う。 ・健(検)康診査の実施・結果の通知、受診を勧奨すること、健康手帳の交付等の事務を行う。 ・がん検診受診者で要精検者への指導及び管理に伴う事務を行う。 ・疾病予防その他健康に関する訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務を行う。 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①検診結果の管理、②検診結果の照会、④検診の予約 ⑤訪問指導の履歴と管理 ⑥健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	事後	
令和4年3月10日	I . 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月10日	I . 4. ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 番号法第19条第8条、別表第二の102の2の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8条、別表第二の102の2の項	事後	
令和4年3月10日	II . 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月10日	II . 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和7年3月28日	I . 8. 特定個人ファイルの取り扱いに関する問合せ	電話06-6904-6500	電話06-6904-6400	事後	
令和7年3月28日	II . いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年3月28日	IV . 8 人手を介在させる作業		(項目及び記述の追加)	事後	様式改正に伴う変更
令和7年3月28日	IV . 11 最も優先度が高いと考えられる対策		(項目及び記述の追加)	事後	様式改正に伴う変更